

指定介護予防短期入所生活介護 1割負担料金表 (2017年4月改定)

1. 標準的な利用料金（日額） 従来型個室を利用した場合

1. 要介護度とサービス利用料金	要支援 1 433 円	要支援 2 538 円
2. サービス提供体制強化加算 I	18 円	
3. 自己負担額（1 + 2）	451 円	556 円
4. 居室に係る自己負担額	1,800 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,600 円 (朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 600 円)	
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	3,851 円	3,956 円

- ※ 上記の金額は標準的なものですので、正確な金額は個別に説明いたします。
- ※ 送迎サービス利用の場合は、片道につき 184 円の自己負担金が増加されます。
- ※ 尾道市以外にお住まいの方が送迎サービスを利用される場合は、通常の事業実施地域外からの利用となりますので、前述の通り、交通費実費を別途いただきます。

2. 医師の食事せんに基づく食事（療養食）を提供した場合（日額）

1. サービス利用料金	230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	207 円
3. 自己負担額（1-2）	23 円

- ・介護職員処遇改善加算を下記の算定にて負担していただきます。
介護職員処遇改善加算は基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 8.3%を乗じた単位数を算定致します。

3. 介護保険負担限度額の認定を受けている方の居室と食事に係る費用（日額）

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		利用者 負担段階	居住費	食費
			従来型個室	
本人及 び世帯 全員が 住民税 非課税	生活保護等受給者	第 1 段階	320 円	300 円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と非課税年金 収入額と合計所得金額の合計 が年間 80 万円以下の方	第 2 段階	420 円	390 円
	上記第 2 段階以外の方	第 3 段階	820 円	650 円
上記以外の方		第 4 段階	1,800 円	1,600 円